

令和7年度 見附市 移住・定住支援事業 一覧

区分	事業名	概要	補助対象経費	補助率・補助金額・上限	備考
移住	(1) 見附市移住支援金	東京23区から見附市に転入する方で、一定の条件を満たす場合に支援金を支給する。	—	単身：60万円 世帯：100万円＋子1人につき100万円加算	・3年未満で市外へ転出した場合は全額返還、 5年未満で市外へ転出した場合は半額返還
	(2) 見附市子育て世帯移住支援金	東京圏（東京（23区外）、神奈川、埼玉、千葉）から見附市に転入する子育て世帯で、一定の条件を満たす場合に支援金を支給する。	—	1世帯あたり50万円	・（1）と併用不可 ・3年未満で市外へ転出した場合は全額返還、 5年未満で市外へ転出した場合は半額返還
	(3) 見附市つながり移住支援金	市民の紹介をきっかけに県外在住者が見附市に転入した際に、紹介者・移住者それぞれに支援金を支給する。	—	紹介者と移住者 それぞれに10万円	・3親等以内の親族からの紹介はNG ・市職員との面談、現地視察ツアーへの参加必須 ・見附市へ移住後の住居が決まる以前に、現地視察ツアーへの参加が必要 ・3年未満で市外へ転出した場合は全額返還
	(4) 見附市移住希望者交通費補助金	県外在住で移住を検討している方が見附市へ現地視察に来る際に要した交通費を補助する。	公共交通機関利用料 及び 高速道路利用料	交通費の半額を補助 （上限1万円）	・同一の利用者につき、2回まで申請可能
	(5) 新潟県U・Iターン学生就職面接等交通費助成	県外在住の大学生等が新潟県内で就職活動（企業説明会、インターンシップ、採用面接等）を行う際に、移動にかかった交通費と宿泊費を補助する。	公共交通機関利用料	交通費・宿泊費の半額を補助 （上限1万円）	・対象者：県外在住の大学生、大学院生、短期大学生、 高等専門学校及び専修学校等の学生 ・学生1人につき、年度内3回まで申請可能 ・以下の場合は対象外 ・行政機関が実施する採用活動等 ・インターンシップ説明会 ・卒業予定年度に入る直前の3月1日より前に行われる説明会等
	(6) 見附市地方就職学生支援金	東京圏（東京、神奈川、埼玉、千葉）の大学等に原則4年以上在学し、卒業・修了後に県内企業に就職し、見附市へ転入を予定している大学生・大学院生に、内定先企業の採用試験にかかった交通費 及び 見附市への引っ越し費用を補助する。	(1) 交通費 内定先企業への採用試験にかかった公共交通機関利用料 (2) 引っ越し費用 見附市へ移住するために要した費用の実費	(1) 交通費：半額補助 （上限1万円） (2) 引っ越し費用：全額 （上限81,500円）	・対象者：東京圏のキャンパスに通う大学生、大学院生 ・交通費補助を受けた方のみ、引っ越し費用も申請可能 ・交通費は在学中（卒業見込み）の場合でも申請可能
	(7) 新潟県Uターン促進奨学金返還支援事業	新潟県内の高校等を卒業し、大学等を卒業後、通算1年以上県外で就業していた30歳未満の方が、県内にUターン就職した際に、奨学金の返還を支援する。	県内に転入し、就業した日の属する年度の翌年度から最長6年間で返還した奨学金等の額	交付申請年度の前年度において返還した奨学金等の額（上限20万円） ※最大120万円の補助	支援対象となる奨学金 ・日本学生支援機構の奨学金（第1種・第2種） ・新潟県奨学金 ・母子・父子・寡婦福祉資金（就学資金） ・生活福祉資金貸付制度（教育支援費）
住宅取得	(8) 新築・建売住宅取得補助金	見附市外からの転入者及び見附市内の転居者で、「居住誘導区域」及び「地域コミュニティゾーン」に新築住宅または建売住宅を取得する方に、最大50万円を補助する。	自己の居住の用に供する、床面積が75㎡以上の一戸建ての住宅	基本額 40万円 ※子育て世帯・若者夫婦が地域コミュニティゾーンに転入する場合は 50万円	・新築の場合は工事請負契約前に、建売の場合は売買契約前に申請が必要
	(9) ウェルネスタウンみつけ住宅建設推進補助金（限定6棟）	ウェルネスタウンみつけの土地を購入し、その土地に新築住宅を建築する方に、最大730万円を補助する。	ウェルネスタウンみつけ地区地区計画 及び ウェルネスタウンみつけ住宅設計ガイドラインの基準を満たす住宅	基準額：250万円 加算額：10万円／坪（加算対象；70坪以上の区画） ※最大730万円の補助	・（8）と併用可能（40万円） ・例）83.55坪の区画を購入した場合 250万円＋（83-69坪）×10万円＝390万円補助
	(10) 中古住宅取得補助金	見附市外からの転入者及び見附市内の転居者で、「居住誘導区域」及び「地域コミュニティゾーン」に中古住宅を取得する方に、最大40万円を補助する。	自己の居住の用に供する、床面積が75㎡以上の一戸建ての住宅	基本額 30万円 ※子育て世帯・若者夫婦が地域コミュニティゾーンに転入する場合は 40万円	・売買契約締結前に申請が必要